

令和7年度

国際理解教育



世界へのトビラ

ゲスト講師の派遣を希望する学校・団体を募集します



外国人講師や日本人講師(海外活動経験者)を招き、
国際理解・交流プログラムを開催しませんか？

【対象】

- ① 埼玉県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校等の教育機関
- ② 国際理解を推進している県内の公益的団体

外国人講師とはどんな人？



県内在住の外国出身者。世界38ヵ国出身・98名の講師が登録しています。(R7年3月時点)
自国の文化・歴史・ことば等の紹介や、料理・音楽・遊びなどの体験活動を行います。

日本人講師とはどんな人？



国際交流・国際協力活動の経験者。青年海外協力隊の元隊員や、NGO等での海外活動経験者等42名の講師が登録しています。(R7年3月時点)
活動体験紹介やワークショップ等を行います。



公益財団法人
埼玉県国際交流協会

(公財) 埼玉県国際交流協会では、地球的な視野で考え行動することができるグローバル人材を育成するため、外国人・日本人講師を学校や団体に派遣し、国際理解教育を支援・推進しています。



どんなプログラムが可能？

① 出身国または活動国の文化
(衣服、食生活、住居、言葉など)や歴史等の紹介



② 世界の遊びや民族舞踊・楽器
体験、民族衣装の試着、調理実習
などの体験学習



③ 特定のテーマ(環境・教育・
社会問題・多文化共生等)につい
ての講義やワークショップ



実施の流れについて

電話での問い合わせ

日程、講師人数、内容等

申請書提出

※原則、実施希望日の1か月前まで

決定通知書にて

派遣可否を通知

アドバイザー・

講師の決定、紹介

事前打ち合わせ

講師派遣・事業実施

事業報告書の提出

※事業終了後2週間以内



お気軽に
お問い合わせください

講師派遣に係る費用について

種別	対象	金額	備考
謝金 (税及び交通費含む) ※	講師(外国人/日本人)	7,000円	1名1回あたり。金額には、いずれも事前打ち合わせ、交通費並びに源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税10.21%を含むことを基本とします。なお、外国人講師を派遣する場合、調整役として原則1名のアドバイザーが同行します。
	アドバイザー	8,000円	
保険料	—	実費	事業実施に係る保険は各学校・団体でご準備ください。
その他	—	実費	調理実習の材料費や体験学習等のために講師が新たに購入したものの費用。事業が昼食をまたぐ場合などの昼食費、事業開催中に交通費が発生する移動が伴う場合等。

※依頼団体は講師・アドバイザーへの謝金支払い時に源泉徴収の手続きを行ってください。

※派遣講師の調整に支障がある場合や、1回の派遣時間が午前から午後にもたがるなど長時間におよぶ場合、依頼団体と協会とで協議し謝礼を決定します。

※実施場所が公共交通の不便地に位置する場合、依頼元による交通手段の手配等の対応が必要になることがあります。

お問合せ・申請書等の提出先

公益財団法人 埼玉県国際交流協会

〒330-0074

埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5浦和合同庁舎3階

TEL: 048-833-2992 / FAX: 048-833-3291

Email: global-03@sia1.jp (siaの後は数字の1です)



申請書・報告書等の様式は、
ホームページからダウンロードできます。

その他、実際のプログラム例や
国際理解授業に役立つ情報なども掲載中！

<https://www.ggsaitama.jp/for-japanese/understanding/tobira/>

